

## 会 議 録

会議名称	令和元年度 第2回佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	令和元年9月20日(金) 午後1時30分～午後4時00分
開催場所	佐倉市役所 1号館6階 大会議室
出席者等	委 員：早坂委員長、高山副委員長、伊藤委員、越部委員、 秀島委員、渡邊委員、平岡委員、平田委員、松本委員、 小林委員、川端委員、鴛崎委員 事 務 局：子育て支援課 田中課長、松澤副主幹、馬場副主幹、 清野副主幹、照井主査、小森主査、土屋主査補、 木勢主任主事、地域創生課 秋葉主査補
会議議題	(1) 第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について (2) 生活クラブ風の村保育園佐倉東の第三者評価結果を踏まえた 公立保育園の今後について (3) 意見交換その他
会議経過	別紙、令和元年度第2回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

【1 開会】

【2 議題等】

- 議題1 第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について
- 議題2 生活クラブ風の村保育園佐倉東の第三者評価結果を踏まえた公立保育園の今後について
- 議題3 意見交換その他

【3 閉会】

議題1 第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について

(事務局説明)

資料1を使用して、第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について説明。

第1章では、計画策定の背景、計画の位置づけ、計画の対象・期間について記載。第2期は令和2年度～令和6年度の5年間の計画となる。本計画は、「佐倉市次世代育成支援行動計画」を継承するとともに、内閣府が定める基本指針に規定する事項を事業計画に記載する必要がある。

第2章(P9～)では、計画策定にあたり、教育・保育事業や子育て支援サービスの利用状況や今後の希望を把握するため、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象にしたニーズ調査結果を抜粋して掲載。調査結果等から、妊娠・出産後も仕事を続ける保護者の割合は増加していくと考えられ、3歳未満児の受入枠の拡大が喫緊の課題となっており、保育の受け皿整備と、子育てに係る悩みや不安を持つ家庭への子育て支援サービスの整備に対応していることが必要である。

第3章では、庁内検討会で基本事業数が多いとの意見が出たため、基本目標数を3つ程度にまとめ、事業数を整理することとなった。第3章とともに、「第5章基本施策の展開」の内容を大きく見直すことになるので、内容の説明は次回の推進委員会で行う。

第4章では教育・保育、地域子ども・子育て支援サービスの量の見込み(ニーズ量)について、ニーズ調査の結果を参考に、地域の特

徴や利用実績を検証しながら、補正を加え推計値を記載。

46 ページ以降に、幼稚園・保育園・認定こども園のニーズ量の見込みと、いつ、どのように必要量を確保するかの方策を記載している。今後、就学前の子どもの人口は毎年 3%程度減少していく見込みであるが、共働き世帯の増加等により保育園の利用率の実績は、ここ数年は毎年 3%前後上昇しており、次の 5 年でニーズ量は現在と大きく変わらないと想定した。

以上のことから、直近で在籍人数の多い昨年度末の人数を、保育の必要量として設定し、宅地開発により今後も若い世帯の転入が見込まれる根郷地区と志津北部地区、また臼井・千代田地区には新たな保育施設の整備を行うという計画案となっている。

0 歳児の量の見込みについては、待機児童数が昨年度末に 123 人発生しているが、ニーズ調査の結果より、もし必ず保育園に入れるのであれば 1 歳まで育児休業を取得したいという方が 8 割に上ることから、昨年度末時点の 0 歳児の待機児童数の約半数を解消できるように確保量を設定した。

幼稚園・預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による 2 歳児の受け入れを行う場合には、3 号認定こどもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能となっており、1～2 歳児の確保方策として計画に入れている。

（委員長）

「第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について」に対するご意見・ご質問等あるか。

（委員）

10 月から幼児教育・保育の無償化が始まるが、運営側として保護者への説明やそれに対する対応など事務負担が増加している。その他、職員の人材確保が課題である。

（委員）

幼児教育・保育の無償化について、幼稚園は預かり保育料を施設へ支払い、その後に佐倉市へ申請し償還される仕組みである。年 4 回程度申請が必要となるため、保護者にとっても行政側にも事務負担となってしまうため、事務手続を検討していただきたい。

（事務局）

預かり保育料は、利用した日数に日額 450 円を乗じた金額と実際の利用額を比較して、月額 11,300 円上限までが無償化の対象とな

る。もし、上限額まで保護者は支払わず、上限額を超えた分を幼稚園に支払う仕組みとした場合、預かり保育の利用日数・利用料は個人ごとに異なり、利用者も多いため、幼稚園の事務負担が大きくなることが想定される。その事務を考慮し、保護者は利用料を幼稚園に支払い、無償化の対象となる分を償還払いすることとした。他市についても、償還払いとする市がほとんどである。

（委員）

金額の分かる領収書と書類を直接窓口へ提出するのか。

（事務局）

保護者は申請書を幼稚園へ提出し、利用実績を幼稚園が証明した書類を添付して、市へ提出してもらい、償還額を決定する

（委員）

46ページに記載がある幼稚園の2歳児預かりを使用した場合、その後の行き先は幼稚園の場合が多いのか。

（事務局）

現在市内で実施いただいている幼稚園の場合、満3歳になった時点で正式入園する例が多い。

議題 2 生活クラブ風の村保育園佐倉東の第三者評価結果を踏まえた公立保育園の今後について

（事務局説明）

資料2を使用して、生活クラブ風の村保育園佐倉東の第三者評価結果を踏まえた公立保育園の今後について説明。

公立保育園については、平成24年に策定した「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針」に基づいて、平成28年4月に佐倉東保育園を民営化し、福祉サービス第三者評価を受け、民営化後の保育園の運営が適切に行われていることを確認している。

基本方針の策定以降、近年の保育施設数が大幅に増えたことや待機児童の状況が大きく変化していることから、現在の状況を改めて精査し、第2次基本方針として今年度中に策定しようとするところであり、素案の内容についてご審議いただきたい。

第1次基本方針では児童センターと学童保育所の在り方について記載していたが、公設公営であった公立の学童保育所について、平

成 26 年度に指定管理者制度を導入したことから、今回の基本方針案は、公立保育園のみの記載としている。

「1 保育施設の現状と課題」では、公立保育園と民間保育園の違いを比較しながら現状をまとめた。保育施設の数、前回の基本方針策定時（平成 24 年）は 18 施設であったが、現在は 39 施設と 2 倍以上になっている。また、平成 24 年は公立と民間がほぼ半数ずつで、施設種別は保育園のみであったが、平成 31 年では、民間保育施設の急増により、比率は民間が 8 割を占め、施設種別も多様になった（P4）。保育園で実施される保育については、国が策定している保育指針や指導計画の策定基準が定められていることから、公立・民間に関わらず、特別な配慮が必要な子の受け入れ、アレルギー対応等を含めて、一定の水準が保たれている（P5）。

6・7 ページでは、保育園を建てる時の経費や運営するためのランニングコストについてまとめた。公立保育園の改築等の施設整備に関する国県補助金が平成 18 年度に一般財源化されたことにより、今後公立による施設整備を行う場合は、その建築費のすべてが市負担となる。一方、民間事業者が施設整備を行う場合は、国県補助金が対象となり少ない経費で施設整備が実現する。

また、公立保育園における運営費の財源は、国及び県の補助金は平成 16 年度から廃止（一般財源化）されたことから、保護者が負担する保育料以外は市の一般財源（市税等）のみとなっている。一方、民間事業者が運営する保育園や認定こども園は、保育に要する運営費について国、県及び市による財政支援を行っており、公立と比べて市の負担が小さくなる。P8 では、入園児数が近い園同士で運営費の比較している。市負担額の比較では、公立保育園の約 3 分の 1 程度の費用で民間保育園を運営していることとなる。

「2 保育施策の方向性」では、これまでは保育需要の増加により急ピッチで、民間保育園などの施設整備を進めてきた。今後はどのような施策が考えられるかを記載している（P9）。

今後も少子化が進行した場合は、保育定員が過剰となることが懸念されるため、施設整備以外の施策への転換が求められることから、①幼稚園の認定こども園への移行や 3 歳未満児の受け入れ、②公立保育園において保育士の確保による受入人数の拡大が考えられる。

「3 今後の公立保育園の役割」としては、①各区域における基幹園としての役割、②就学前児童が著しく少ない地域において、保育サービスの空白地帯を生まないための役割、③特別な配慮が必要

な子の保育の実施における中心的役割等がある。これは、看護師など保育士以外の専門職を配置し、特別な配慮が必要な子の保育を積極的に行う役割があげられる。

11 ページ以降の「4. 民営化対象園の選定、スケジュール」では、ここまでの1から3を踏まえての結論をまとめている。今後の民営化の検討にあたっては、民営化対象園が存する区域における待機児童数や保育施設の設置状況、将来の保育ニーズの見込み等を勘案し、統合や廃止を含めて広く検討する必要がある。

民営化対象園の選定と民営化の手法では、現在の保育環境を踏まえて、前の基本方針から一部変更したいと考えている。

変更しようとする点は、「民営化する場合の手法は、建築年数を考慮し、民間事業者が保育園を新築して保育事業を引き継ぐ。保育園の新築にあたっては、民営化対象園の個別の事情を考慮の上、また、入園児が新築園に引き継がれることを想定して、同区域の中でも近距離に新築するように配慮する。」である。

民営化対象園の選定にあたっては、佐倉市地域福祉計画における5つの中域福祉圏ごとに、最低1園の公立保育園を運営し、それ以外の保育園については民営化対象園とすることが定められている。

また、馬渡保育園については、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所として指定されているため、当面の間民営化対象園としないことから、志津南部区域の志津保育園または南志津保育園のいずれかが、根郷・和田・弥富区域では根郷保育園が民営化対象園となる。

移管事業者についても、前回基本方針から変更しようと考えている点がある。現在、社会福祉法人以外の法人による運営についても主流となっており、適切な保育を実施していることから、法人種別に制限をかけずに公募し、より多くの法人からの応募をいただき、その中から最も優れた法人を選定する方法に変更したい（P14）。

移管事業者の募集にあたる主たる公募要件としては、①民営化候補園と同等の定員設定、②民営化候補園が現に実施している保育と同等以上の保育の実施、③一定期間の合同保育の実施が挙げられる（P15）。

民営化のスケジュールは、民営化3年度前に民営化対象園を決定し、在園の保護者等に説明会を実施、秋の入園申し込みから乳児の募集を停止する。その翌年には1歳児の受け入れを停止し、民営化実施時は、3歳児クラス以上の子が優先的に移管する保育園等に転

園するという流れを考えている（P16）。

「5 民営化後の保育の質の確保」では、新保育園への移管後に配慮することについて記載している。前回の民営化後も実施したことであるが、保護者・事業者・市の三者での打ち合わせの場を確保すること等を考えている。

（委員長）

「生活クラブ風の村保育園佐倉東の第三者評価結果を踏まえた公立保育園の今後について」に対するご意見・ご質問等あるか。

（委員）

P5の教育内容について「幼保連携型認定こども園保育指針」とあるのは、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が正しい。訂正されたい。

（事務局）

承知した。

（委員）

市の方で色々に対応いただきありがたいと感じながら説明を聞いていた。期待を込めた感想になるが、P3「計画の策定にあたって」にあったとおり、人口減少社会の中で、人口維持するための合計特殊出生率が2.07であり、これに満たないことから少子化に歯止めをかけたいということで色々な対策をされていると思う。また、子育て家庭を社会全体で支援する仕組みを構築していく。というのはとてもよい内容であると感じた。

また、基本方針（第2次）（素案）で、取り上げられていたとおり、保育施設定員数は、約10年間で2倍となっており、成果が出ていると思うが、人口が依然として減少している。日頃、民生・児童委員の業務を行う中でも、危機的な状況であると思う位に子どもが少ないと感じている。待機児童対策や今後はじまる幼児教育・保育の無償化の開始によってどの程度の効果があるのかみていただきたい。他にも、保護者の孤立や地域のつながりの希薄化など様々な要素が複合していると思うが、今後も調査を続けていただきたいと思う。

（事務局）

ご意見として承ります。

(委員)

同規模の保育園を作って民営化するとの趣旨であったかと思うが、認定こども園を作るという考えはないのか？

(事務局)

前回、佐倉東保育園を民営化した際は、保育園から保育園への民営化を行ったところである。現状の保育園の分布、入園児の状況、幼稚園から認定こども園への移行予定等を考慮して、保育園から保育園への民営化ということで考えている。

(委員)

保育園として、就労家庭の預け先を確保するというのも大切であるが、認定こども園の利点として、出産前を含めて子育て家庭が集える場所を提供するという目的も有していることから、少子化対策の点からみても、街の機能が上がることも期待される。そのため、移行先は認定こども園も考えられるのではないかと考えた。

(事務局)

ご意見として承ります。

(委員)

民営化3年度前から乳児の募集を停止し、前年度に募集を停止するということであるが、根郷・和田・弥富区域では、顕著に待機児童が発生している状況があるが、このような状況下で募集を停止してしまうと、待機児童の増加や育児休暇からの復帰が難しくなることが懸念されるが対策は考えられているのか。

(事務局)

資料12ページで説明したとおり、民営化対象園の候補は、志津保育園・南志津保育園・根郷保育園である。これからどの保育園で民営化を実施していくかは、今後の検討事項である。その検討の中では、ご指摘いただいた待機児童の状況は非常に大きな要素であると考えている。そのため、建築年数の古い順に、民営化していくということではなく、老朽化の状況、待機児童や今後の子ども数の推移等を踏まえて、総合的に検討する中で、民営化対象園を決定していきたいと考えている。

(委員長)

前回の基本方針からの変更点である、移管事業者を社会福祉法人以外の法人からも選定候補とする旨の説明がありました。そのあたりについてご意見はありますか。

意見無し

(委員長)

その他意見などはあるか。

(委員)

保育士の確保がまず第一で、それが無いと何も進まないのではないかと思いつながり説明を聞いていた。選定方法についても、市から説明があった方法になるのではないかと感じた。

(事務局)

ご意見として承ります。

(委員)

資料3ページにて、待機児童は3歳未満が多いという説明があった。自身の孫の時も0~1歳の時に子どもが苦労した経験がある。3歳未満の受け入れは難しい状況であると思うが、待機児童を解消する手立てはないのか。

(事務局)

先の議題であった事業計画の素案にて説明したとおり、3歳未満のみ預かる小規模保育事業を整備することや幼稚園における2歳児の預かりを実施していただくことが挙げられる。

### 議題3 その他

(委員長)

この場で議題以外の意見交換等はあるか。

(副委員長)

学童保育所の運営の在り方について現状をお話しさせていただいて、ご意見を伺いたい。

学童保育所は、放課後の児童を受け入れる施設ではありますが、非常災害の恐れがある等に、学校が休校になったり、登校時間を遅

らせたりする場合でも、学童保育所は朝7時から開所することとなっている。学校が、危険な状態を鑑みて休校や登校時間の変更を行っているにも関わらず学童保育所を開所することはいかなものか。学童保育所は、最低2名の職員が従事する必要があることから職員も命がけで出勤しなければいけないという側面もある。

9月9日に台風15号が上陸したが、当日の朝7時台は、暴風警報が発令、道路は冠水、倒木等の状況である中、14～15名の通所があった。このような非常に危険な状態の中、学童保育所に通わせていいのか。という点について意見交換をしたい。

(委員長)

委員からひと言ずつご意見をいただきたい。

(委員)

保育園も7時から開所している。当日は、半分以上の子どもの通園があった。職員の中にも学童保育所にも預けられないから、休む者もいた。職員も命がけで出勤していたことも把握しているが、このような日の開所についても、保育園の在り方を考えると開所すべきと考える。

(委員)

市においては、特別警報が発令された際は、閉所するなどの取り決めがあったと認識しているが、命を守るということは、職員も子どもも変わらない。そのような時に休めない状況があるということは、企業側にも問題があるのではないか。

(委員)

山王小学校の校長をしております。台風15号の当日は、当初は平常どおりの登校としていた。通常、保護者の判断で子の安全が確認できた時点で登校させるようお願いしている。校舎内に学童保育所があるが、開所時間は学校とリンクしていない。学童への通所は低学年の子が多いので危険を伴うことも多いが、仕事がある場合などは行かなければならないこともある。学校、学童と言うよりも世の中全体の考え方が大切ではないか。

(委員)

学校が休校になったりした場合、学童が朝7時から開いていることを知らなかったが当日は危険な状態であったため、学校とリンクさせるべきではないか。

(委員)

保護者の立場からしても、当日の状態で学童保育所に行かせたくはないと思う。学校、学童と言うより会社に行かなくてはならない企業側に問題があるのではないか。企業側に強要があった場合何かペナルティがあっても良いのでは。学童に関しては子どもの安全を最優先させて欲しいので開けない選択をしても良いのではないか。

(委員)

親の考え方が非常に大事。親の責任を大事に考えたい。

(委員)

学童保育所で安全が保てるのであれば、預からなくてはいけないのかと考える。今回の場合は学童保育所へ来るのが大変。保護者の方が責任をもって送ることができて、学童は電気や水道が使える安全に預かれるのであれば預かって良いと思うが、今回のように職員の出勤も含めて安全が保てないのであれば開けない方が安全。状況で変わってくると思う。

(副委員長)

ケースによっては、家にいる方が安全であると考ええる。

(委員長)

それぞれの立場でいろんな考え方があると思います。また、非常災害の対応について、事務局が今回の意見の対応策を考える時の一助となればと思います。

(委員長)

それではこれをもって本日の会議を終了する。

閉会